

様式

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は、〇〇〇（注1）の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等 _____ 円
減少率 _____ %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
減少率 _____ %（実績見込み）

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

（注）〇〇〇には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

令和 年 月 日

三芳町長 林 伊佐雄 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 _____ 印

私は、()の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等
減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注) ()には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

令和 年 月 日

三芳町長 林 伊佐雄 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 _____ 印

私は、()の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等
減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注) ()には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

三芳観収第 _____ 号
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
三芳町長 林 伊佐雄